

パウンドケーキ「八丁鎧塚」取り扱い8箇条

1. レシピは須坂市産業連携開発課から提供されたものを使用すること。
2. 商品には、必ず「八丁鎧塚」の文言を付けること。「〇〇の八丁鎧塚」は可とする。（「〇〇」は店舗名等）
3. レシピに記載された分量、手順で作ること。アレンジを行った場合、商品名に「八丁鎧塚」を用いないこと。なお、「八丁鎧塚」のアレンジ品である旨の記載は可とする。
4. 乾燥プルーン、信州味噌は須坂産の食材を用いること。
5. 大きさ、販売価格は自由とするが、八丁鎧塚古墳をイメージできる形状とすること。
6. 商品名、パッケージ等に、「鎧塚俊彦」「Toshi Yoroizuka」等、鎧塚俊彦氏を連想させる文言を使わないこと。（鎧塚俊彦氏に認定された場合を除く。）
ただし、パウンドケーキ「八丁鎧塚」誕生の経過説明等を目的として、鎧塚俊彦氏の氏名を宣伝チラシ、POP広告、ホームページ等のPR素材に記載することはこの限りでない。
7. 須坂市内の店舗のみで販売すること。ただし、須坂市内に本店を持つ事業者が須坂市外の店舗、イベント等で販売する場合は可とする。
8. パウンドケーキ「八丁鎧塚」を考案した鎧塚俊彦氏の名に恥じぬよう、愛情と真心を込めてお客様のために作ること。

平成 28 年 7 月 20 日
信州須坂フルーツスイーツ研究会
須坂市産業振興部産業連携開発課